



「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けて



特定非営利活動法人
被害者支援センターかがわ
理事長 木村 大三郎

春寒の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から NPO 法人被害者支援センターかがわの運営に格別のご高配を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。当センターかがわは、犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方への心のケア等のサポートをするボランティア団体として平成 15 年 4 月に設立し、同年 7 月全国被害者支援ネットワークに加盟しました。その後、平成 20 年 2 月に特定非営利活動 (NPO) 法人として法人化しています。平成 21 年 1 月には事務局を高松市天神前に移転し、電話相談室、面接相談室等の施設整備を行い、支援活動では、香川県及び香川県警察をはじめ関係機関・団体と連携を図りながら、被害者やご家族の抱える問題や悩みが少しでも軽減されるよう、電話相談、面接相談 (含む法律相談)、病院や裁判所への付添いなどの直接支援、講演会の開催やパネル展等の広報啓発活動などを行ってまいりました。

そして、去る 2 月 18 日、香川県公安委員会から当センターかがわへもありません「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることが出来ました。この指定は「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 23 条第 1 項」に基づいて、都道府県公安委員会が、犯罪被害者等を支援する事業が適正かつ確実に行われる民間の非営利組織に対して「指定」するものです。当センターかがわは法律に基づく厳しい審査をクリアし、このたび指定の運びとなりました。

これは私共の活動に日頃よりきめ細かいご指導を頂いている香川県警察及び県市町はもとより、多くの法人、団体、正会員、賛助会員の皆様のご賛同、ご協力の賜です。更に、日々黙々と自己研鑽に努められ、実によく頑張っておられるボランティア支援員のご努力にも感謝申し上げます。こうした様々な方々の深いご理解とご協力に、衷心から厚く御礼申し上げます。

当センターかがわでは、この指定を重く受け止め、被害者等の支援の要請にしっかりと応えるべく、事務局員と共に最善の努力を傾注していきたいと決意を新たにしているところです。

今後とも、倍旧のご支援ご協力を賜りますよう重ねて申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

「犯罪被害者等早期援助団体」指定によせて



香川県知事
浜田 恵造



香川県公安委員会委員長
田岡 敬造

この度、「NPO 法人被害者支援センターかがわ」が、犯罪被害者等早期援助団体に指定されましたことを心からお祝い申し上げます。

貴センターは、平成 15 年に設立されて以来、犯罪の被害者やそのご家族の方々に対し、きめ細やかな支援活動を続けてこられており、心から敬意と感謝の意を表します。

私は、「元気が出る香川づくり」、「安心できる香川づくり」、「夢と希望あふれる香川づくり」を基本方針として各種施策に取り組んでおり、とりわけ、安全・安心は、県民生活にとってかけがえのないものであることから、犯罪や交通事故等の起こりにくい環境づくりに努めています。

しかしながら、子どもに対する声かけや女性が被害者になる事案が依然として後を絶たず、通り魔的な犯行も発生していることから、誰もが突如として犯罪被害者やその家族となってしまうおそれがあります。

犯罪の被害に遭われた方々やそのご家族にとって、精神的、経済的負担は計り知れないものがあり、これらの方々に温かい手を差し伸べ、社会全体で支えていくことが大切であると考えています。

このような中、貴センターが民間被害者支援団体の中核として、早期援助団体の指定を受けられたことは誠に意義深く、これにより、県警察等とも連携を密にし、被害者の方々に対し、その要望に沿った多様な支援が迅速かつ効果的に行われるものと期待しています。

被害者支援センターかがわにおかれましては、犯罪被害者の方々にとって身近で信頼される団体として、活動を展開され、さらに発展されますよう祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

「被害者支援センターかがわ」におかれましては、県内唯一の民間被害者支援団体として、平成 15 年に設立され、長年に亘り、犯罪の被害に遭われた方々やそのご家族に対し、献身的な支援にご尽力して来られましたことに対しまして、心から敬意と謝意を申し上げます。

不幸にして犯罪の被害に遭われた方々は、生命や身体に対する直接被害のみならず、精神的にも大変辛い思いをしておられるところであり、被害者の方々の様々なニーズに応えるためには、警察の支援だけでは十分でなく、民間被害者支援団体等による支援活動が不可欠であります。

これまで、「被害者支援センターかがわ」は、県内の被害者支援の草分けとして、相談業務や裁判への付添いなどきめ細やかな支援を実施してきたところでありますが、この度の指定により、警察から直接、被害者の方々に関する情報提供を受けることができるようになり、早い段階から能動的な支援が可能になるなど、より一層、支援活動の幅が広がるものと期待しております。是非、被害者の方々には、安心して支援を受けていただきたいと思っております。

「被害者支援センターかがわ」にあつては、今後とも、県警察との連携を緊密にいただき、より被害者の視点に立った支援活動を積極的に取り組んでいただきますとともに、被害者の方々にとってますます信頼できる団体として、ご活躍とご発展されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



香川県警察本部長
小島 隆雄



高松地方検察庁検事正
津熊 寅雄

この度、「被害者支援センターかがわ」が犯罪被害者等早期援助団体に指定されましたことを心からお祝い申し上げます。

「被害者支援センターかがわ」は、平成 15 年の設立以来、犯罪の被害に遭われた被害者やそのご家族の方々に対する支援を始め、県民に対する社会全体で被害者等を支えるための広報啓発活動を熱心に取り組んで来られました。謹んで敬意を表します。

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が 7 年連続減少するなど、指数面では改善傾向が続いています。しかしながら、全国的には通り魔殺人事件が発生しているほか、当県においても凶悪事件に発展する可能性のある子ども、女性に対する声かけ事案や強制わいせつ事件が多く発生するなど、厳しい状況にあります。

不幸にして被害に遭われた方々の多くは、被害直後、そのショックから自ら援助を求めることができず孤立化し、あるいは自らを責める等、精神的にも大変辛い思いをされております。被害者の方々の精神的負担を少しでも軽くし、一日でも早く平穏な生活を取り戻していただくためには、被害者の方々が真に助けを求めている時に手を差し伸べるとともに、その要望に沿った支援活動を行うことが不可欠であります。警察による支援だけではおのずと限界があります。

このような中、この度、「被害者支援センターかがわ」が早期援助団体の指定を受けられたことは、本当に意義深く、これにより、信頼性がより一層高まり、被害者の方々も安心して支援を受けることができることとなります。更に警察から直接、犯罪被害等に関する情報提供が可能となることから、被害者の方々に対する能動的なアプローチにより、一層きめ細やかな支援が行われるものと期待しております。

「被害者支援センターかがわ」の益々のご活躍を祈念申し上げて、お祝いの言葉とさせていただきます。

被害者支援センターかがわが、四国で初めて犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けられましたことを心からお祝い申し上げます。

この度の指定は、貴センターが平成 15 年 4 月の設立以来、犯罪被害者やそのご家族に対する各種支援活動にご尽力された成果を高く評価された賜であり、貴センターの関係者各位に対しまして、改めて敬意を表します。特に昨年一年間に高松地方裁判所で行われた裁判員裁判のうち 7 件の事件について、貴センターが、合計 17 回にわたり、被害者の方々の裁判傍聴に付添う支援を実施されたことは、特筆に値するものであり、刑事司法に携わる我々としても心から感謝しております。

ところで、貴センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けたことにより、警察から早期に犯罪被害の情報が提供されることとなり、事件発生直後から、犯罪被害者等に対する日常生活の援助及び警察署、検察庁への付添いなど、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援を能動的に行うことが可能となりますので、貴センターへの期待は今後ますます高まるものと考えられます。

他方、犯罪被害者等基本法の施行後、犯罪被害者等のための施策が種々整備されており、刑事司法の分野においても犯罪被害者等が裁判に参加する制度（被害者参加制度）や損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度（損害賠償命令制度）が施行されています。今後は、これらの犯罪被害者等のための制度を円滑に運用することも重要な課題となってくるものと考えられます。

被害者支援センターかがわにおかれては、警察や検察等の関係機関とより一層緊密に連携して、多様化、高度化していく様々な支援活動にとりくまれることを期待いたしますとともに、貴センターのますますのご発展を祈念いたしまして、お祝いのあいさつとさせていただきます。

「犯罪被害者等早期援助団体」

昭和 56 年に施行された「犯罪被害者等給付金支給法」が、平成 13 年「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正された際、新たに、「犯罪被害者等早期援助団体」の制度が創設されました。平成 20 年には、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正され、「犯罪被害者等早期援助団体」についても改正されました。非営利で被害者支援活動を行う法人が、各都道府県公安委員会に申請し、審査を経て指定されます。

Q 「犯罪被害者等早期援助団体」って、どんなことをする団体？

A 早期援助団体の主な目的は、犯罪被害を受けた被害者やその家族・遺族等に対して、「早期に被害を軽減し、再び平穏な生活に戻れるよう支援・援助する」ことで、次の 4 項目の事業を適正かつ確実に実施することが求められます。

- ① 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発活動を行う
- ② 犯罪被害等に関する相談に応じる
- ③ 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする人に対して、法律に従って申請補助を行う
- ④ 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助をする

Q 早期援助団体になると、どこが変わるのですか？

A 現在行っている裁判所や病院などへの付添いをはじめとする直接支援は、原則として「犯罪被害者やご遺族から直接センターへ相談を受けた場合」が前提となっています。「早期援助団体」の制度は「事件を認知した警察が、犯罪被害者等から同意を得た場合に、犯罪被害者等や犯罪被害に関する情報を早期援助団体に提供できる」というものです。従って、センターでは犯罪被害後の早い段階から犯罪被害者等に対して様々な支援・援助活動を行うことができるようになりました。

そして、公安委員会の監督を受けることにより、組織運営の適正が確保され、個人情報の保護、管理が徹底されます。

Q 早期援助団体の人と、どうしてわかるの？

A 業務に従事するに当たっては、法の規定により交付された身分を示す証票（身分証明書）を携帯し、関係者から請求があったときは、証票を提示することとなっています。

Q 秘密の保持は大丈夫なの？

A 業務に関して知り得た情報を漏らしたり、目的外に利用した場合、法によって厳しく処罰されます。つまり、法律で厳しい守秘義務の規定があります。

※（罰則）違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

Q 今後、被害者支援センターかがわに求められることは？

A センターには、犯罪被害直後から平穏な生活を取り戻すことができるまで、途切れない支援が求められます。

- ① 犯罪被害者等の多様なニーズに対応できるよう、支援員等の資質の向上
- ② 警察や検察庁をはじめ、被害者支援に関わる関係機関、団体とのさらなる連携の強化
- ③ 地域全体で犯罪被害者等を支えるとともに、被害者も加害者も出さない安全で安心な社会の実現に向けた広報啓発活動

等に努めていきたいと、心を引き締めています。

平成 22 年度事業報告

- 相談・支援事業
(平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで)
 - ・電話相談 225 件
 - ・面接相談 53 件
 - ・直接支援 29 件
 - ・法律相談 18 件
- 研修活動
 - ・平成 23 年 1 月から 3 月 支援活動員の
継続研修 計 4 回開催
 - ・全国被害者支援ネットワーク主催の
研修会
 - H22,9,11~9,12 1 名参加
 - H22,10,1~10,3 2 名参加
 - H23,1,22~1,23 1 名参加
- 専門家相談への橋渡し、裁判支援等

専門家相談への橋渡し (弁護士、精神保健福祉センター、等)	29
専門家への連絡調整、付添い	4
警察との連絡調整	3
刑事裁判傍聴への付添い	19
代理傍聴	1
検察庁との連絡調整	10
地方更生保護委員会との連絡調整	1

- 講演会等の開催
 - ・ H22,6,15
～犯罪被害者になって見えた世界～
矢野啓司、千恵ご夫妻
- 関係機関との連携
 - ・香川県弁護士会被害者支援委員会、高松
地方検察庁、法テラス等との支援委員会
毎月第二水曜日に開催・年 12 回
 - ・弁護士、臨床心理士、高松地方検察庁
家庭裁判所調査官との研究会・年 4 回

相談受理状況

平成 22 年度の相談支援件数は 325 件で
した。

最近では裁判員裁判への付添い支援要請も
入るようになり、「犯罪被害者等早期援助
団体」の指定を受けたことから、今後ますます
支援体制を整えていく必要性を感じて
います。

全国犯罪被害者支援フォーラム・秋期研修会に参加して

フォーラムでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室長による講演があり、犯罪被害者等基本法制定までの経緯や基本計画の進捗状況などお聞きしました。パネルディスカッションでは、被害者の生の声を聞かせていただき、被害時の心の有様や回復への道のりなどにふれる事ができました。研修会では、参加者のレベルに沿った実践的な実務を学ぶ事ができ、この三日間を通して「繋がりのある支援」「そっと寄り添う支援」を心がけていこうと強く思いました。

直接支援員 〇





NPO 法人被害者支援センターかがわ
 広報用ポスターを作製し、関係機関等へ
 配布しました。



平成 22 年 11 月 27 日(土)午前 9 時から
 11 月 28 日(日)午前 9 時まで
 24 時間相談電話を実施しました。



平成 23 年 1 月～3 月 計 4 回
 ボランティアスキルアップ研修講座
 を開講しました。 17 名が参加



平成 22 年 12 月 11 日
 香川県主催「人権フェスタ 2010」
 に出展

NPO 法人被害者支援センターかがわ役員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
理事長	木村 大三郎	ネットトヨタ(株)取締役社長
副理事長	永尾 隆	医師 香川県医師会副会長
副理事長	馬場 俊夫	弁護士 香川県弁護士会犯罪被害者支援委員長
理事	大木 祐治	四国学院大学教授
理事	草間 徳康	元瀬戸内短期大学教授
理事	田中 良子	高松大学教授
理事	竹治 早百合	犯罪被害者遺族
理事	牟禮 昌忠	牟禮印刷(株)取締役社長
監事	高木 一郎	税理士
監事	北川 忠男	元警察官



賛助会員を募集しています！

当センターは、趣旨に賛同してくださる方々の会費、寄付金等によって運営されています。

当センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しておりますので、各種企業や職場の仲間、友人知人等の方々へお声をかけていただき、支援の輪を広げていただければ幸いです。どうかご協力よろしく願いいたします。

- 賛助会員・・・個人又は団体
年会費 一口1万円より
- 寄付金・・・随時お受けしています。



お申し込み先

NPO 法人被害者支援センターかがわ事務局
〒760-0018 高松市天神前7番18号合田第二ビル2階
TEL&FAX 087-897-7790

相談電話 087-897-7799

【編集後記】

東日本大震災等による甚大な被害、特に未だ行方が分からない方もいらっしゃる現実に心を痛めています。しかし、全国からの温かい支援の輪も広がり、当センターかがわにおきましても微力ですが、他県支援センターへの協力の一助となればと思いをよせています。

尚、当センターは、多くの方々の温かいご支援、ご協力により、この度、香川県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることができました。この指定を重く受け止め被害者等の要望にしっかり応えることができるよう自己研鑽に努めたいと思っております。

引き続き皆様の一層のご指導とご協力を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

I 記